

平成31年度政府予算に対する 本会要望事項（要旨）

戦没者遺族処遇に関する要望

1. 公務扶助料、遺族年金等の改善

尊い一命を国家に捧げた戦没者の遺族に対する公務扶助料等は、他の公的年金とは性格を異にするもので、あくまでも国家補償の理念に基づき改定されるべきである。また、戦没者遺族の今日までの歩みに配意し、高齢化著しい実情等を考慮され、公務扶助料等を増額改定されたい。

なお、特例扶助料等の支給率拡大については、より一層の配意をお願いいたしたい。

2. 戦没者遺児による慰靈友好親善事業の充実

参加者の高齢化を考慮されるとともに、次の事項について、特段の配意をお願いいたしたい。

(1)戦没者遺児と一心同体で歩んできた配偶者も一緒に参加できるようお願いしたい。

(2)先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、戦没者の孫、ひ孫及び、独身で亡くなった戦没者が多いことから甥、姪も一緒に参加できるよう事業制度の見直しをされたい。

(3)看護師等の同行経費分を増額願いたい。

(4)国の慰藉事業に鑑み、広報費を増額していただきたい。

3. 遺骨収集事業等の拡充強化

(1)国の責務を明確にした「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、国家プロジェクトとして遺骨収集事業に取り組んでいただきたい。

①一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会への指導等、全面的な支援をお願いしたい。

②在外公館に遺骨収集事業を専門とする職員を配置していただきたい。

③硫黄島と同様に南方地域及び北方地域についても強力に推進していただきたい。

④中断されている地域を早期再開していただきたい。

⑤海外にある戦没者埋葬地等の維持管理にも適切な配意をされたい。

⑥遺骨収集事業について、広く遺族等に周知されるよう積極的な広報活動を進めいただきたい。

- (7)社会人、学生等が参加した際、ボランティア休暇の適用や卒業単位の習得支援を図られたい。
- (2)海外民間建立慰霊碑移設等事業についても、国として引き続き推進していただきたい。
- (3)内閣総理大臣、厚生労働大臣は、海外等の日本政府建立の戦没者慰霊追悼施設に引き続き参拝されたい。

4. 全国戦没者追悼式への国費参列者の増員並びに旅費算定の見直し

- (1)全国戦没者追悼式への国費参列者は55人であることから、なかなか参列することが叶わない。戦没者遺族の心情に配意し、国費参列者を増員していただきたい。
- (2)児童・生徒の参列者を増やし、引き続き式典内容を見直しされたい。
また、参列遺族の高齢化が否めないことから、歩行等不自由な遺族については、特段の配意をされたい。
- (3)国費参列者に対する旅費は、国の旅費法に基づき算定されているが、実際の行程は算定基礎となる行程と相違があり、国費のみでの参列は困難であり、参列遺族が負担している。
この現状を踏まえ、実費経費が支給されるよう改正されたい。

5. 海外等に散逸する戦没者遺品の返還等の推進

- (1)海外等に散逸する戦没者遺品の返還等業務は、平成30年度に国から本会が委託を受けたことから、今後、遺品の返還等がスムーズに遂行できるよう、国、地方自治体の全面的な支援をお願いいたしたい。
- (2)国内外のネットオークションで戦没者の遺品が売買されていることは、戦没者遺族にとって耐え難いことである。直ちに売買を中止させるよう特段の努力をお願いいたしたい。
- (3)国内外から返還等の申し出がある個人所有の遺品（戦利品）等で、引取り手が判明しないことにより管理に苦慮するものについては、公的機関での保存等が可能となるよう施設の整備を図られたい。

6. 国内における民間建立戦没者慰霊碑の維持管理等

平成28年度からは、「国内民間建立慰霊碑移設等事業」が創設され、管理状況が不良と認定された戦没者慰霊碑については、自治体が独自事業として移設等を行う事ができることとなったことから、支援態勢を一層強化し、補助金の増額等推進を図っていただきたい。

また、管理良好といわれる碑についても、経年劣化が予想される事から、逐次、慰霊碑の状況調査を行うなど、調査事業も強化していただきたい。

さらには、戦没者遺族の負担軽減からも、自治体を中心として管理するなど、あらゆる方途を講じて管理願いたい。

改善項目（法律改正等をお願いしたい事項）

1. 特別給付金関係

戦没者等の妻に対する特別給付金は昭和38年分より受給し、その償還が終了した時点において継続された特別給付金を請求することとなっていが、法律改正でおくれて受給した遺族については、高齢化を考慮して、以前の分と併給されるよう措置されたい。

2. 特別弔慰金関係

- (1)公務扶助料等受給者が失権した場合、速やかに特別弔慰金が支給されるなど制度を改正されたい。
- (2)戦没者と一年以上の生計関係を有した三親等内親族の受給要件を緩和されたい。（生計関係を受給要件としない — 孫、ひ孫等）
- (3)特別弔慰金の請求手続きを簡素化するとともに、裁定事務を促進されたい。